

4月から国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まります

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線115)

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産した場合、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まります。

▶ 国民年金保険料が免除される期間

産前産後期間(出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間)
 例えば、平成31年4月出産予定の場合…平成31年3月から6月までの4か月間
 ※双子などの多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間になります。
 ※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産を指します。(死産、流産、早産された場合を含む)

▶ 対象者

「国民年金第1号被保険者」で、出産日が平成31年2月1日以降の人

▶ 申請方法 住民課 国民年金係の窓口で届け出をしてください。

※出産予定日の6か月前から申請できます。出産予定日を確認しますので、母子手帳をお持ちください。出産後も申請できます。

在宅高齢者への支援サービス

☎ 健康福祉課 ☎ 932-1493(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線126)

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、次のとおり在宅高齢者支援サービスを行います。
 ※サービスを利用するには事前申請が必要です。また、支援サービスの種類によっては、事前に調査を受ける必要があるものもあります。

内容	要調査	対象者	利用回数	支給金額・利用料
食の自立支援サービス(配食サービス) 自宅に弁当を配達し、安否確認を行います。	●	65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で調理することが困難であり、介護保険サービス利用者または重度障がい者	週7食を限度	補助額(1食当たり250円)を超えた額は自己負担
緊急通報システム 緊急通報装置を貸与して緊急時における連絡手段の確保を行います。	●	70歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で心身の障がいや疾病などがあり、定期的に安否確認が必要な人	—	電話の基本料金・通話料金
介護用品(紙おむつ)給付 常時おむつの必要な在宅の高齢者に、紙オムツなどを給付します。	●	65歳以上の在宅の高齢者で、介護認定において要介護3以上または重度障がい者で常時おむつが必要な人	—	非課税世帯: 上限5,000円/月 課税世帯: 上限3,000円/月
高齢者等住宅改造費助成 高齢者に配慮した住宅に改造する場合、改造費用の一部を助成します。	●	要介護者・障がい者など、町民税非課税世帯で、介護保険の居宅住宅改修費の支給額を上回る場合	1世帯当たり1回	30万円を限度に支給
はり・きゅう施術料補助 はり・きゅう施術費の一部を助成します。	●	65歳以上	月4回を限度	1回当たり施術費の半額 限度額1,500円
介護手当 ねたきり状態にある高齢者を常時介護している人に対して介護手当を支給します。	●	居家でねたきり状態にある要介護4以上の人(65歳以上)を常時介護している同居の家族	—	1万円/月
徘徊高齢者探してメール 徘徊のおそれのある高齢者をあらかじめ登録し、行方不明となった場合に検索メールを配信します。	●	認知症により徘徊のおそれのある高齢者など	—	—

☎…問い合わせ先

国民年金のお知らせ 平成31年度 学生納付特例の申請受付開始

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線115)

20歳になると、国民年金保険料を納めなければなりません。所得の少ない学生である場合、納付を猶予する制度(学生納付特例制度)があります。

4月から、平成31年度(平成31年4月～翌年3月)の申請受付が始まりましたので、希望する人は、手続きをしてください。

学生納付特例を申請するメリット

- ①在学中にけがや病気で障がいが残ったときに、障害基礎年金を請求することができます。
 - ②老齢年金を受け取るための必要な期間(受給資格期間)に含まれます。
- ただし、納付免除ではなく、納付を猶予する制度なので、学生納付特例を受けた期間は、将来受け取る年金額には反映されません。年金額を増やしたい場合は、10年間さかのぼって納付することができます。

▶ 必要なもの

学生証(もしくは在学証明書)、年金手帳
 ※代理人が申請する場合は、認印が必要です。

▶ 注意点

- ・前年度に申請した人も、毎年申請が必要です。必ず申請をしてください。
- ・学生納付特例を受けられるかは、前年中の所得を審査して決定します。

過去2年間で申請し忘れた人は、今すぐ申請してください。

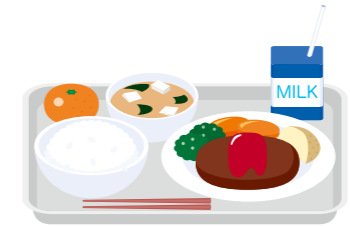
平成30年度、平成29年度の申請を忘れていた人は、当時学生だったことを証明できるもの(学生証や在学証明証、卒業証書など)を持って、今すぐ手続きをしてください。

須恵町食生活改善推進協議会 設立40周年記念式典

☎ 健康福祉課 ☎ 687-1530(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線166)

須恵町食生活改善推進協議会は、今年で40年目を迎えます。これを機に、日ごろの活動を振り返り、設立40周年記念式典と講演を次のとおり開催します。皆さんお誘いあわせの上、ぜひご参加ください。

- ▶ 日 時 5月12日(日)
10時～ 記念式典
10時45分～ 記念講演
- ▶ 場 所 アザレアホール須恵
- ▶ 講 演 『私たちは食べたものでできています』
講師 葉子クリニック
院長 内山 葉子さん
- ▶ 参加費 無料



☎…問い合わせ先

食生活改善推進員養成教室生募集

☎ 健康福祉課 ☎ 687-1530(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線166)

栄養・衛生・運動そして調理実習を取り入れた教室です。

教室終了者は、食生活改善推進員に委嘱され、ボランティアで地域の皆さんの健康づくりに協力していただきます。現在170人の推進員(ヘルスメイト)が活動しています。教室開催時は、託児室も設けますので、お子さん連れでお気軽に受講できます。(託児数には限りがありますので、申し込み多数の場合は相談させていただきます。)

- ▶ 開催日 6月～2020年3月の第3水曜
6月19日(水) 開講式
- ▶ 時 間 10時～14時
- ▶ 場 所 須恵町役場保健センター 2階
- ▶ 対象者 町内在住者 20人
- ▶ 受講料 無料
- ▶ 申込期限 5月17日(金)まで

詳しくは、健康福祉課までお問い合わせください。

☎…問い合わせ先